

事務局説明資料

2026年2月3日

事務局

(中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室)

1. 前回議論の振り返り
2. 各創業類型の課題への対応の方向性、施策イメージ
3. 共通課題について
(創業機運醸成に向けた対応策)
4. 今後のスケジュール

1. 前回議論の振り返り
2. 各創業類型の課題への対応の方向性、施策イメージ
3. 共通課題について
(創業機運醸成に向けた対応策)
4. 今後のスケジュール

第2回検討会での主な意見①

創業の類型ごとのあるべき成長の姿

- ・ 類型②には移住創業のパターンが多く含まれており、地域への強い思い入れと高いポテンシャルを持つ人が、地元の人が気づいていない地域資源を発見し、事業化しているケースが多い。
- ・ 特に類型⑤は専門性が非常に高く、どの地域からでも自然発生する類型ではない。一方、類型①～④が地域に出てきたことで、「自分にも協力できる部分がありそうだ」と感じる人が増え、エコシステムの形成や創業のあり方が地域で変化してきていると感じている。
- ・ 金融面からのタイプ分けも有効で、資金調達状況などから類型が見えるケースがある一方、当初はグローバル志向でも結果として小規模に落ち着くなど、入り口の志向と実態が変わることが多い。
- ・ 外部環境変化により必要な能力・条件がどう変わるかも検討が必要。前提となるコミュニティや資源自体が消失するような地域では既存事業で良いのかという問題（類型①②）や、外部プレイヤー参入等の不測事態により類型を変えざるを得ない場合（類型③④⑤）があり、「タイミングにより類型が変わり得ること」をどう議論に組み込むかが重要。
- ・ 類型の意義は、地域で起きていることの理解や解像度の向上にあり、解析側にとって「何が起きているか」を把握しやすくする役割が大きい。一方で起業家には類型の意味は薄く、類型により支援策が変わるかどうかで初めて意味を持つと考えられる。支援内容が類型で異なる場合、最も欲しい支援が得られる類型への当てはめが起こり得る。
- ・ 創業者側にも類型を伝えた上で、それに応じたしかるべき支援を行うことが良い。また、相応のコミットメントを求めるべき。どの程度の成長を目指すか、どこを評価ポイントとするかを明確にし、それに応じた支援の方が良い。

第2回検討会での主な意見②

創業期に備えておくべき能力

- ・ 何より「しっかり稼ぐ力」が重要であり、商売する・稼ぐ・売って対価を得る、ということを教えること重要。地域おこし協力隊は、多くの地域で商売する意識がない・社会課題解決に偏りすぎ、という課題が共通しており、商売するという当たり前の考え方の醸成が必要。「まずは売上1億を目指して起業する」という考え方もありうる。

類型ごとの課題

- ・ 地方金融機関として取引のボリュームゾーンである、類型①～③に注目している。類型①の「地域ニーズ把握力」「最低限の月次管理」は創業スクールなどで重点的に支援しているが、「デジタルツール活用」「業務マニュアル作成」は創業者のレベルが千差万別で、実務的にはハードルが高い。とはいっても、人手不足の状況において人を確保することはハードルが高く、それが事業の足かせになっている事例も多くある。人手不足解消のためにはデジタルツール活用などは避けて通れないため、このギャップをどう埋めていくかが、これらの類型における重要な課題。
- ・ 類型①②の事例は既に多数存在している。事例を見つけて、実践者と繋がればかなりの部分まで事業をつくることができるが、事例を知らずにゼロから模索している地域も多い。類型①②は「事例にアクセスできる・つながれる」という環境をつくれば、成功率はかなり上がるのではないか。
- ・ 自身も現場で全ての類型を一括りにして事業計画書の作成について進めているが、結構無理があると感じている。コンテスト形式のピッチにおいては、類型⑤は派手で成長性も高く見えるため入賞しやすくなりがちだが、類型②など、地元できちんとビジネスを回していくモデルの方が、実際にはきちんと成り立つケースもある。

第2回検討会での主な意見③

創業支援のあり方

- 特に移住創業者は孤立しがち。商工会・商工会議所・自治体・既存企業が応援している姿を見せてることで、「あの人たちも応援しているなら温かく見守ろう」という雰囲気を生み、地域全体の支える力を強める。その可視化のためにイベント等を活用し、それを政策の中で位置づければ、類型を問わず創業環境の向上・前進につながるのではないか。
- 同じ地域コミュニティ型でも地域資本や職歴・経験・目標が異なるため、類型内でも「どの資源(ヒト・モノ・カネ・社会関係資本)を、どのタイプに重点支援するか」を変える必要がある。
- 「どの類型がボリュームゾーンか」「どの類型に手をかけないと成長しないか」といった重み付けや、重点的にてこ入れすべき領域の指針が必要。成功事例は「型」として共通化し省力的に対応する一方、個別対応が必要な部分を切り分けるすみ分けを、類型の中でも設けることが良いのではないか。
- 創業期の期間を明確にする必要がある。支援ニーズは5~20年と続くが、一般的に失敗や撤退が多い創業後3~4年が最も重要。
- 創業後5年が重要であることはその通りだが、「5年で支援が完全に終わるわけではない」という当たり前のことも周知した方が良い。創業5年以降の多くの支援策も上手く活用してほしいとのメッセージを明確に伝える必要がある。
- 支援者側が類型を意識して事業を見るに加え、起業者側も「自分はどの類型に近いか」「最終ゴールは何か」を自覚しながら支援を受けられる体制づくりが重要。

第2回検討会での主な意見④

起業家教育・アントレプレナーシップ教育

- ・ 創業無関心層は、そもそも創業支援のある/なしを見ていないため、創業支援を充実させたところで創業無関心層には刺さらないのではないかという懸念がある。
- ・ 日本の創業率の低さの主因は「創業無関心者が多いこと」に尽きるとする研究があり、「無関心層を関心層に変えること」が最大の課題である。
- ・ 高校生は「今の成績で入れる大学」で進路を選びがちだが、本来は「将来やりたいこと」から逆算すべき。そのためのきっかけとしてアントレプレナーシップに触れる機会を増やす必要がある。一方、高校段階で既に進路が固まりつつあることが多く、起業家育成的要素は小学生段階から公教育に少しづつ組み込むことが重要。
- ・ 起業入門プログラム自体は短期で作れるが、「子どもの頃からの機運醸成」は成果が出るまで30年規模の長期の取組であり、授業1回で関心を持つてもすぐ薄れる。機運醸成は時間がかかるという前提を踏まえた政策設計が必要。
- ・ 特に大学院博士課程の学生には起業が響きにくく、研究職やメーカー就職を志望することが多い。学部1～2年生の段階からスタートアップという道を示し、大学院進学率を高めることが後のスタートアップ創出につながるのでは。
- ・ 無関心層を無理に振り向かせるより、「既に関心がある人」の能力・可能性を発揮・可視化できる場づくりが重要。起業家教育とアントレプレナーシップ教育は別物として設計し、それぞれに合う場・プログラムを考える必要がある。
- ・ 都会・地方問わず自営業者が減り、周囲に自営業者がいないことが起業の選択肢の認識を失わせている。

検討会での議論の全体像

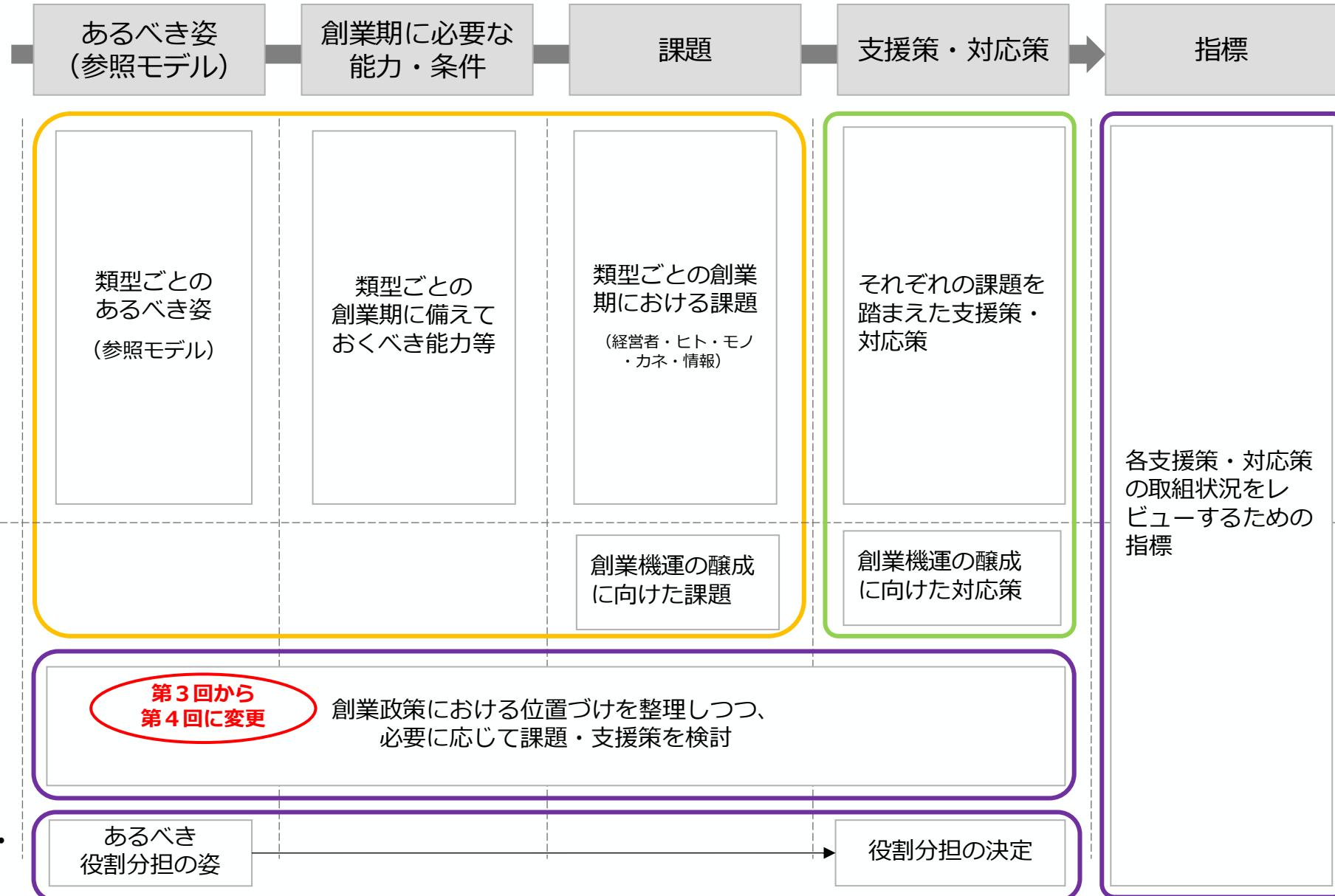
【5つの類型】

- ①地域コミュニティ型
- ②地域資源型
- ③地域課題解決型
- ④事業拡大型
- ⑤スタートアップ型

【共通課題】

- ①機運醸成・起業家教育
- ②廃業・再チャレンジ
- ③事業承継
- ④プチ創業
- ⑤国と自治体・支援機関・金融機関の役割分担

第1回で議論 第2回で議論 第3回で議論 第4回で議論



1. 前回議論の振り返り
2. 各創業類型の課題への対応の方向性、施策イメージ
3. 共通課題について
(創業機運醸成に向けた対応策)
4. 今後のスケジュール

創業支援政策の検討に際しての基本的考え方

- 今回の検討会では、これまでの、単に「創業者数の増加」を目指すことに留まらず、創業後の事業の持続的成長を実現するための方策を主眼としている。その際、創業した企業の成長モデルには様々なパターンが存在することから、成長力・成長角度に応じた類型を踏まえつつ、きめ細かな対応策を検討していく。
- 前回までの議論においても、『地域特性により、そこで立ち上がるビジネスも大きく異なる』、『地域が創業を支える土壌が重要』との意見があったことも踏まえると、市区町村が創業支援の主体である現行スキームは維持しつつ、創業後の企業の成長類型に応じて、地域の多様な支援者が連携し継続的な伴走支援を行うことで、創業後の企業の成長を実現していくことが重要。
- また、創業支援政策は、創業前後に特有の課題に対応するものだが、企業の成長スピードは千差万別。特有の課題を克服し、創業期を卒業するタイミングを一律に決めるることは困難であるものの、以下のような事例を念頭に、創業後5年程度を創業支援政策の対象とする。

(創業前 1～2 年)	: 創業に向けた準備期間
創業後 1～3 年	: まずは試行錯誤を繰り返し、事業に関する知見を蓄積
創業後 2～4 年	: これまでの知見を踏まえて、事業計画を見直し
創業後 4～5 年	: 収支構造が安定し融資返済に目途、初めての追加資金調達による事業拡大

※ 企業の成長速度によっては、創業後 5 年を待たずに次のステージに移行するケースや、逆に 5 年を経過しても創業期の課題を克服できないケースも想定されることから、実際の創業支援の現場においては、臨機応変な対応が求められる。

創業支援政策と創業後の成長類型の関係について

- **創業支援政策の大枠** (市区町村による創業支援、創業者向け融資制度等) は、創業後の成長類型のいずれにおいても共通して適用されるべきと考えられる。※ 類型別で支援の差を設けると、特定の支援を受けるために実態と異なる類型の当てはめが生じる恐れあり
- その上で、**支援の質** (例: 創業セミナーの内容、伴走支援の主体や頻度など) を、創業した企業の特性 (類型ごと) にきめ細かに対応させることで、成長を最大化していくことを目指す。類型ごとの支援の方向性は、以下のとおり。

①地域コミュニティ型	<ul style="list-style-type: none">・ 安定した事業継続が目標、創業時において必要・十分な知識・スキルの習得を目指す・ 創業後は自ら経営状況を把握し、危険水準に達する前に必要な経営相談を受けることを促す仕組みに
②地域資源型	<ul style="list-style-type: none">・ (①に加え) 域外需要を的確に捉えるマーケティング・商品開発が必要・ 地域の専門家 (商工会等) による伴走支援でサポート
③地域課題解決型	<ul style="list-style-type: none">・ (①に加え) 社会性と採算性を両立させ、かつ横展開可能なビジネスモデルの確立を目指し、専門家による伴走支援と、地域 (行政・住民等) が主体的に関与していく仕組みの構築・ 多様な資金調達メニューが活用できる仕組みの提供
④事業拡大型	<ul style="list-style-type: none">・ (①②に加え) 金融機関も含めた関係機関による伴走支援により、タイムリーな資金調達、取引先の多様化、必要な人材確保など、成長速度を最大化
⑤スタートアップ型	<ul style="list-style-type: none">・ 国や中小機構、県による専門的な支援体制の構築・ 市区町村の支援者は、これら専門的な支援体制へのつなぎの役割

※ 企業のビジネスモデルによっては、複数類型にまたがる事例も存在すると考えられる。その際は、該当する各類型の支援策をともに当てはめることで、当該企業の成長を支援していくことが求められる。

※ 事業を進める中で、成長類型が変わる事例も存在すると考えられる。その際は、支援者は類型変化を踏まえて柔軟に支援内容等を変更することで、当該企業の継続的な成長支援をしていくことが求められる。

創業支援政策の全体方向性の提示（関連規程の改正）

- 本検討会での議論を踏まえ、創業支援等事業計画等を規定する産業競争力強化法の関連規程の改正を検討。
創業支援に関わる自治体や支援機関等に対し、今後の創業政策の方向性を提示。

○創業支援等事業の実施に関する指針（経済産業省、総務省告示）

産業競争力強化法に基づき、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するために必要な事項を規定

項目	改正イメージ
目的	<ul style="list-style-type: none">創業政策は、<u>創業後の企業の持続的な成長を目的として行う</u>旨を追加創業政策は、創業時に加え、<u>創業期（創業後5年程度）までを対象</u>とする旨を追加
①創業支援等事業による創業の促進に関する <u>目標の設定</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none">目標として、創業を行う者の数に加えて、<u>創業の質（事業継続率や企業成長率など）の指標を追加</u> (※本検討会での議論を踏まえて設定)
②創業支援等事業の <u>実施方法</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none">創業者が行う<u>事業の内容や成長速度等に応じた、きめ細かい支援を行う</u>旨を追加
③創業支援等事業の実施に関して <u>市町村が果たすべき役割</u> に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><u>市町村が、創業支援等事業計画を定期的に見直すよう努める</u>旨を追加認定連携創業支援等事業者の連携に関する記載を追加
④その他創業支援等事業に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none">市町村から経産大臣への報告事項の充実

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則

創業を行おうとする者に対して行う、『特に創業の促進に寄与する事業』として、経営・財務・人材育成・販売の方法に関する全ての知識を習得できるよう支援する旨を規定

➡ 「デジタル・AIの活用」に関する知識の習得を、『特に創業の促進に寄与する事業』に新たに位置付け

創業支援政策の全体方向性の提示（創業ガイドラインの作成）

- 自身が計画する事業はどの成長類型に該当するかなど、創業希望者・創業者が自身の立ち位置（特に、創業後の成長類型やあるべき成長後の姿、備えるべき能力等）を把握した上で創業する、また、創業後の事業に取り組むための一助とすべく、「創業ガイドライン（仮称）」を作成・提示する。
- 当該ガイドラインは、自治体においても、どの成長類型の支援に注力するか、どのように支援内容のメリハリを付けるかなど、検討に際して活用可能なものとする。
- また、支援機関等においても、支援対象がどの成長類型を目指すのか、その際にどのような能力を具備するべきか、そのためにどのような支援策があるかなどを整理する際に活用可能なものとする。

【参考】産業競争力強化法（創業関連部分）（1/3）

（定義）

第二条

30 この法律において「創業」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 二 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- 三 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

31 この法律において「創業者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号に掲げる創業を行おうとする個人であって、一月以内（認定創業支援等事業計画（第百二十八条第二項に規定する認定創業支援等事業計画をいう。）に記載された特定創業支援等事業（第三号において「認定特定創業支援等事業」という。）により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 二 前項第一号に掲げる創業を行った個人であって、事業を開始した日以後五年を経過していないもの
- 三 前項第二号に掲げる創業を行おうとする個人であって、二月以内（認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあっては、六月以内）に当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 四 前項第二号に掲げる創業により設立された会社であって、その設立の日以後五年を経過していないもの
- 五 前項第三号に掲げる創業を行おうとする会社であって、当該創業を行う具体的な計画を有するもの
- 六 前項第三号に掲げる創業により設立された会社であって、その設立の日以後五年を経過していないもの

32 この法律において「創業支援等事業」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- 一 創業を行おうとする者に対する創業に必要な情報の提供、研修又は創業についての指導若しくは助言、創業者の新たに開始する事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備並びにこれらの賃貸及び管理その他の取組により創業を支援する事業
- 二 事業を営んでいない個人に対する創業の意義に関する学習の機会を提供するための講座の開設、創業者（前項第二号及び第四号に掲げるものに限る。）の事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設において職業を体験する機会の提供その他の創業に関する普及啓発を行う事業

33 この法律において「特定創業支援等事業」とは、創業支援等事業（前項第一号に係るものに限る。）のうち、特に創業の促進に寄与するものとして経済産業省令で定めるものをいう

【参考】産業競争力強化法（創業関連部分）（2/3）

（創業支援等事業の実施に関する指針）

第百二十六条 経済産業大臣及び総務大臣は、創業支援等事業により創業を適切に支援し、及び創業に関する普及啓発を積極的に行い、中小企業の活力の再生に資するため、創業支援等事業の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 創業支援等事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項
- 二 創業支援等事業の実施方法に関する事項
- 三 創業支援等事業の実施に関して市町村（特別区を含む。以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項
- 四 その他創業支援等事業に関する重要事項

3 経済産業大臣及び総務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴くものとする。ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りではない。

5 経済産業大臣及び総務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

【参考】産業競争力強化法（創業関連部分）（3/3）

（創業支援等事業計画の認定）

第百二十七条 市町村は、その実施しようとする創業支援等事業（これと連携して市町村以外の者が実施しようとする創業支援等事業を含む。以下同じ。）に関する計画（以下「創業支援等事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の市町村がその創業支援等事業を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の市町村は共同して創業支援等事業計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 創業支援等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 創業支援等事業の目標

二 当該市町村が実施する創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事項

三 当該市町村が実施する創業支援等事業と連携して市町村以外の者が実施する創業支援等事業がある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該創業支援等事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

□ 当該創業支援等事業の内容（当該創業支援等事業の全部又は一部が特定創業支援等事業に該当する場合にあっては、その旨を含む。）及び実施方法に関する事

ハ 当該市町村が実施する創業支援等事業との連携に関する事項

二 創業支援等事業（第二条第三十二項第二号に係るものに限る。）の実施に当たり、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育機関との連携を図る場合にあっては、当該連携に関する事項

四 計画期間

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その創業支援等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該創業支援等事業計画に係る創業支援等事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る創業支援等事業計画の内容を公表するものとする。

（認定市町村に対する情報の提供等）

第百三十一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定市町村又は認定連携創業支援等事業者の依頼に応じて、その行う創業支援等事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

2 都道府県は、創業支援等事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援等事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

【参考】経済産業省関係産業競争力強化法施行規則

第一章 総則

(認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明)

第七条 法第二条第三十一項第一号若しくは第三号の認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者又は同項第二号若しくは第四号に掲げる者
うち当該支援を受けた者は、当該支援を受けたことについて、当該認定特定創業支援等事業が記載された創業支援等事業計
画の認定を受けた市町村の長の証明を受けなければならない。

2 前項の規定により証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村の長に提出しなければならない。

- 一 証明を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間
- 三 前号の支援を受けて行う事業の内容
- 四 前号の事業の開始時期

(特定創業支援等事業)

第八条 法第二条第三十三項の特に創業の促進に寄与する事業として経済産業省令で定めるものは、創業者が次の各号に掲げる知識を全て習得できるように支援する
事業であって、当該創業者に対して継続的に行われるものとする。

- 一 経営に関する知識
- 二 財務に関する知識
- 三 人材育成に関する知識
- 四 販売の方法に関する知識

第四章 中小企業の活力の再生

(創業関連保証に係る資金の要件)

第六十二条 法第百二十九条第一項の創業者の要する資金のうち経済産業省令で定めるものは、創業者の法第二条第三十項各号に掲げる創業に係る事業の実施のため
必要となる設備資金及び運転資金とする。

【参考】創業支援事業の実施に関する指針

一 目的

この指針は、法第百十二条第一項の創業支援事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援事業の適切な実施を図り、もって平成二十五年六月十四日の閣議決定「日本再興戦略について」に基づいて推進する地域の資源を活用した創業の促進に寄与することを目的とする。

二 創業支援事業による創業の促進に関する目標の設定に関する事項

創業支援事業計画においては、創業支援事業の対象者及び創業支援事業により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

三 創業支援事業の実施方法に関する事項

- イ 市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、民間事業者が創意工夫を生かして実施する創業支援事業との連携等により民間事業者の能力の活用が図られるよう努めるものとする。
- 市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業により、当該市町村の地域の資源の活用、当該市町村に居住する者の雇用の創出等に資する事業を新たに開始する者を支援することにより、当該地域の活性化が図られるよう努めるものとする。
- ハ 認定市町村及び認定連携創業支援事業者は、創業支援事業により支援を受けて創業を行おうとする者の新たに開始する事業が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、当該支援を行わないものとする。

四 創業支援事業の実施に関して市町村が果たすべき役割に関する事項

- イ 市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該市町村以外の者が実施する創業支援事業と一緒に貫して円滑に実施するための適切な創業支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 認定市町村は、イの創業支援事業計画に基づき、当該市町村及び当該市町村以外の者が連携して実施する創業支援事業が、一貫して円滑に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。
- ハ 認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、創業支援事業により支援を受けて創業を行った者に対し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第二項に規定する認定経営革新等支援機関との連携等により創業支援事業を継続して行うよう努めるものとする。
- 二 認定市町村は、創業支援事業を実施するに当たっては、当該創業支援事業計画に記載された創業支援事業の内容その他必要と認める事項の周知に努めるものとする。

五 その他創業支援事業に関する重要事項

認定市町村は、認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明を受けた創業者の新たに開始した事業の実施状況について、原則として当該事業年度終了後三ヶ月以内に、経済産業大臣に報告するものとする。

課題と対応策の方向性 (①経営者)

課題	対応策
<ul style="list-style-type: none">・ <u>営業や財務、市場分析、組織マネジメント等の経営に係る知見が不足し、的確に経営ができるない。また、デジタル・AI技術に疎く、活用することができない。</u> 【類型共通】・ 事業のビジョンやビジネスモデルの検討、当該ビジョンの組織内の浸透が十分でない。 【特に、類型②③④】・ <u>創業時に作成した事業計画のレビューや見直しまで手が回らない。</u> 【特に、類型①②】・ <u>地域ステークホルダーとの関係性構築ができるない。</u> 【特に、類型①②③】	<ul style="list-style-type: none">・ 創業セミナー等 (※) の機能強化 (①-1)<ul style="list-style-type: none">➢ 創業後の<u>成長類型に応じた講義内容の充実</u>➢ <u>デジタル・AI技術の活用</u>に向けた<u>講義項目の追加</u>➢ <u>知識の習得から事業計画書作成</u>まで、<u>一気通貫で実施</u>➢ 時間・場所に関わらず受講を可能とする、<u>オンラインコンテンツの整備</u>➢ <u>講義内容の均質化</u>・ 地域の支援機関等による創業後の支援体制の構築 (①-2)<ul style="list-style-type: none">➢ <u>地域の支援機関等を創業支援等事業計画に位置付け</u>➢ 創業セミナー等において、<u>地域の支援機関に関する情報の提供</u>・ 地域の関係者との交流を促す仕組みづくり (①-3)<ul style="list-style-type: none">➢ 地域の関係者（地元企業や先輩創業者など）が集まるコンソーシアム等を組成し、創業者の積極的な参加を促す

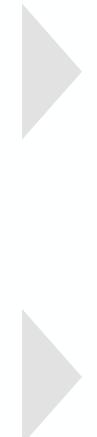
(※) 創業セミナー等

- ・ 産業競争力強化法に基づき各市町村が作成する創業支援等事業計画において、特に創業の促進に寄与するもの（特定創業支援等事業）として位置付けられる研修。
- ・ 各市町村において、創業者を対象に、概ね年に1度、計4回程度の研修会を実施。創業期に必要な知識として、経営・財務・人材育成・販売の方法の4項目を体系的に習得できるようカリキュラムが組まれる。

対応策①－1：創業セミナー等の機能強化

- 市町村が行う創業セミナー等は、創業希望者や創業して間もない事業者にとって、経営に必要な知見・ノウハウを得られる身近な機会であり、経営者が抱える課題に対して、これらセミナー等の一層の活用が有効。
- 市町村によっては、創業セミナー等の実施時期が限られているために参加できないケースが多く存在。また、講師による講義内容のばらつき、現在の社会においては必須である「デジタル・AI」の活用スキルを得る機会がないなど の課題があり、このような課題解消および機能強化を図ることで、経営力の向上を実現する。

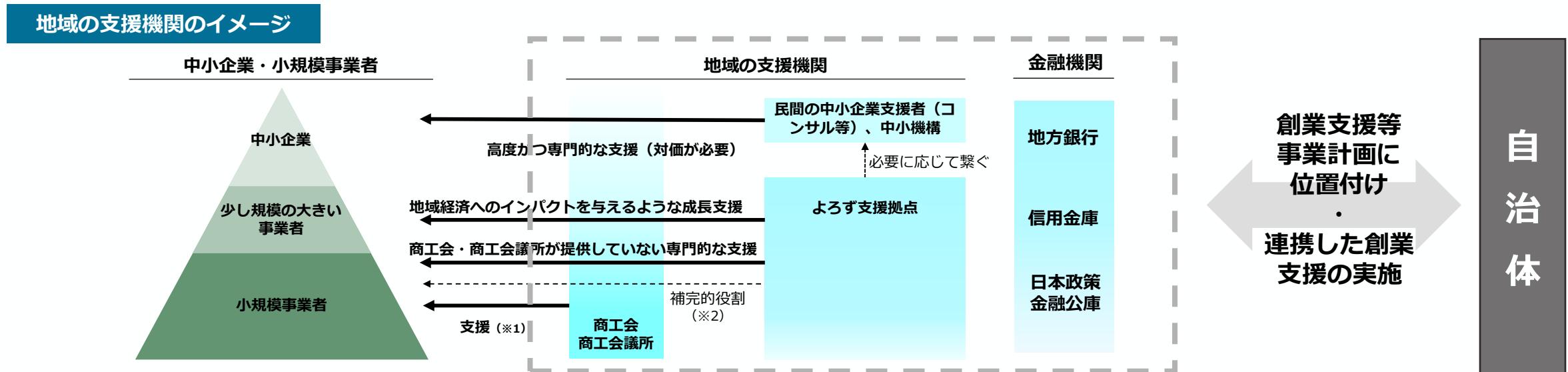
主な課題
<ul style="list-style-type: none"><u>実施時期が限定的</u>であり（特定月のみや、年に数回程度の開催）、<u>希望するタイミングでの参加が難しい</u>。また、原則対面かつ拘束時間が長く、時間の確保等が難しい。<u>講師によって講義内容に大きなばらつき</u>がある。また、特に地方では、<u>講師の確保自体が課題</u>。<u>創業後の成長類型に応じた講義内容となっておらず、創業希望者のニーズとのミスマッチ</u>が生じている。講義内容は「<u>経営・財務・人材育成・販売の方法</u>」の4分野とされており、<u>「デジタル化・AIの活用」が明確に位置付けられていない</u>。 (上記4分野に関連付けて実施しているケースは存在)



対応策のイメージ
<ul style="list-style-type: none">「<u>経営・財務・人材育成・販売の方法</u>について、<u>時間・場所を問わず受講が可能となるオンラインコンテンツを国で整備</u>し、自治体や支援機関等に提供。当該コンテンツを活用しつつ、セミナー等での講義内容をカスタマイズ^(※)。 <p>(※) 創業者が目指す成長類型に応じた講義内容とすることが可能な措置を検討</p> <ul style="list-style-type: none"><u>講義内容に「デジタル化・AI活用」を追加し、創業期のうちからデジタル・AIのリテラシーを高める。</u>

対応策①ー2：地域の支援機関等による創業後の支援体制の構築

- 創業後、創業者が孤立せず、それぞれが抱えている課題や成長速度に応じて、身近な地域の支援機関※から、適時適切な経営支援を受けられるよう、前掲の「創業ガイドライン（仮称）」等を通じて、地域の各支援機関に対して、創業政策の方向性を共有。
- ※支援機関：市区町村単位：商工会・商工会議所、都道府県単位：よろず支援拠点、地域ブロック単位：中小機構
- 自治体は、これらの各支援機関を、創業支援等事業計画に積極的に位置づけるとともに、定期的な会合を開催することなどにより、地域の支援機関による創業支援の促進を目指す。



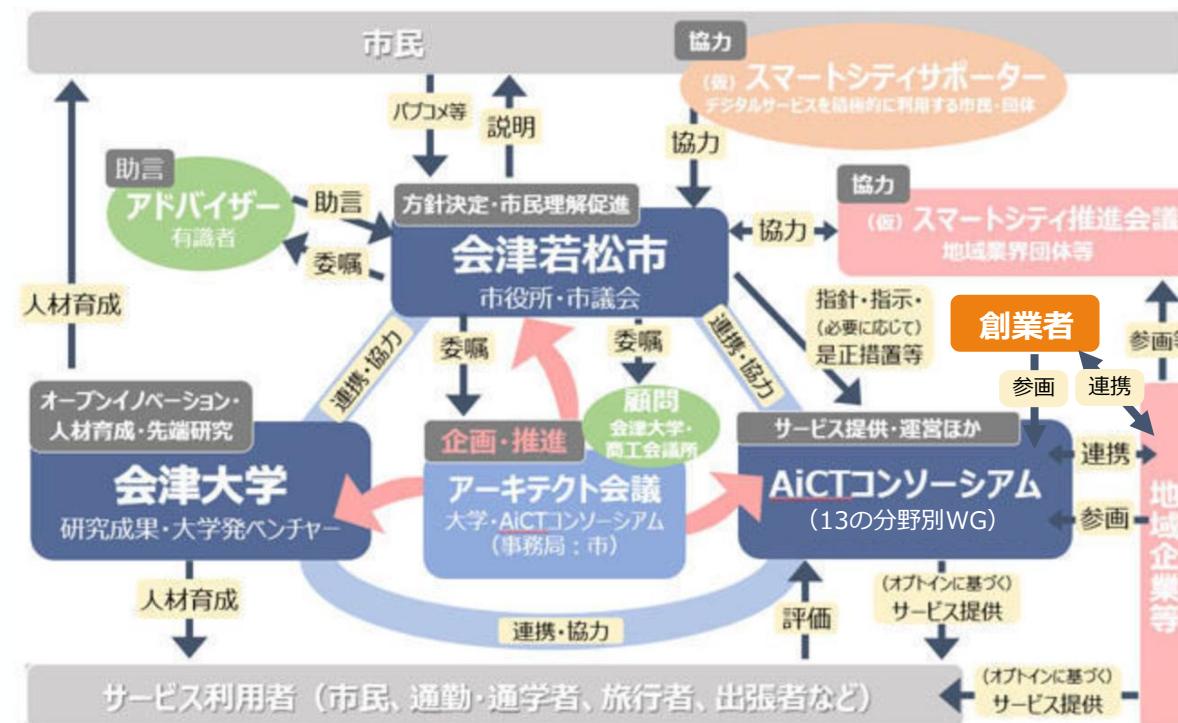
※1 主な支援先は小規模事業者。実態として、少し規模の大きい事業者や中小企業も支援している。

※2 当面の間は、地域の実情に応じて、よろず支援拠点においても小規模事業者に対する課題解決支援を行うことは可能とする。

対応策①－3：地域の関係者との交流を促す仕組みづくり

- 福島県会津若松市では、自治体、教育機関、支援機関、大企業、地元企業等が連携し、当該地域において新たなビジネスの種や同業・異業種での協業等が生まれる環境が整備されているなど、創業時から地域の様々な関係者との繋がりを構築できるような仕組みが存在。
- このような事例の特徴等を整理しつつ、他地域においても参考となるよう優良事例として横展開するとともに、自立的に取組が行われる仕組みづくり（活動資金の確保、コーディネート人材の育成、等）を検討。

AiCTコンソーシアム（福島県会津若松市）
の連携イメージ



課題と対応策の方向性 (②ヒト)

課題
・ <u>人手不足</u> 【類型共通】
・ 従業員を雇用する際の <u>法制面を始めとする労務管理能力、人材定着に向けたマネジメントスキル</u> 【類型共通】
・ 特に地方では <u>専門人材</u> （デザイン・ITなど） <u>が見つからない</u> 。【主に、類型②③④】
・ 現場リーダー（店長、工場長、部門長等）となる <u>中間層が育たない、採用できない</u> 。【主に、類型④】
・ <u>経営人材の確保・育成が必要</u> 。高度技術人材も不足。【主に、類型⑤】



対応策
・ <u>バックオフィス業務の効率化等に資するデジタル・AIの活用の推進</u> (②-1)
・ 創業セミナー等の機能強化 (①-1) 【再掲】
・ 専門人材等の活用に向けた <u>「地域の人事部」や「レビキャリ」等の施策の活用推進</u> (②-2)

対応策②－1：デジタル・AIの活用推進

- 創業期において、特に小規模な事業者は、人材採用は非常に困難。このため、いかにデジタル・AIを活用し、人手をかけない事業運営ができるかが鍵。
- 創業期には、最初からデジタル・AIを利用する前提とした仕組みづくりが可能。創業塾・創業セミナー等での講義内容に「デジタル・AI」を加えることとの相乗効果も狙い、創業期からデジタル・AIを積極的に利用するよう、デジタル化・AI導入補助金等の施策の一層の活用を図ることで、人手不足の課題解決を図る。

デジタル化・AI補助金（旧IT導入補助金）の活用事例

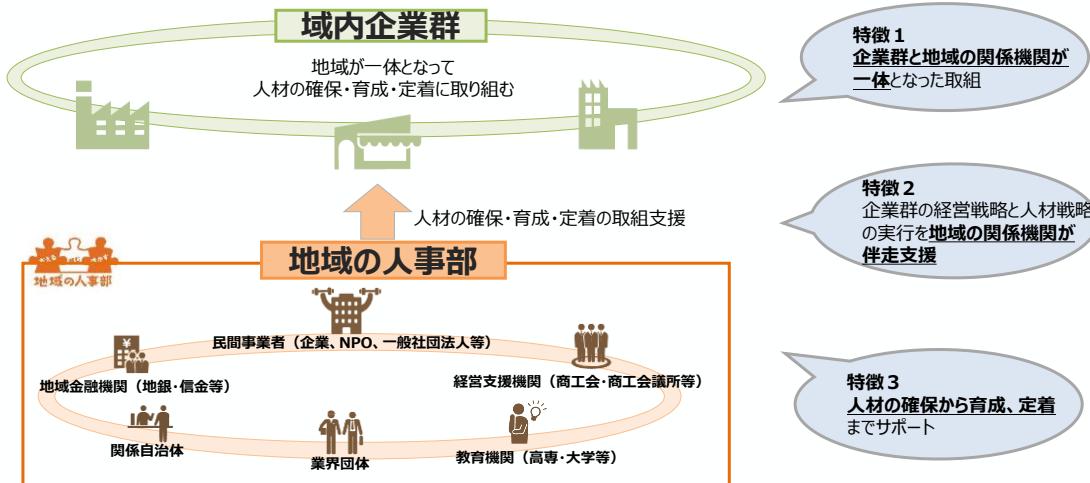
卸売業・小売業 株式会社宝寿園		飲食サービス業 コーラルウェイ有限会社	
成 果	導 入 ツ ル	成 果	導 入 ツ ル
<ul style="list-style-type: none">伝票発行業務を6分の1に短縮顧客数2割増加労働生産性4.2%向上	<p>ツール名 P C A 商魂D X with SQL Fulluse & 伝助</p> <p>IT導入支援事業者 富士フィルムBI</p> <p>特徴 中小製造業向けの販売管理・仕入・在庫管理ソフト & 指定伝票発行システム</p>	<ul style="list-style-type: none">注文から支払いまでタブレットでの対応が可能となり、約0.7人分の省人化達成回転率向上によりツール導入後売上40%成長	<p>ツール名 飲食店向け店舗効率化システムe-menu Pro.</p> <p>IT導入支援事業者 株式会社トランジット</p> <p>特徴 <ul style="list-style-type: none">店舗効率化を実現させるテーブルオーダーシステムお客様が簡単に操作できる</p>

対応策②－2：専門人材等の採用・活用

- 「地域の人事部」や「レビキャリ (REVICareer)」といった地域での専門人材とのマッチング等を行う仕組みを活用し、自社に不足する専門人材や経営人材等の採用・活用を促進。
- 上記仕組みについて、市区町村が作成する創業等支援事業計画への位置付けや、地域の身近な支援者である商工会・商工会議所や地域金融機関による活用の奨励等を通じて、人手不足・人材不足の解消を図る。

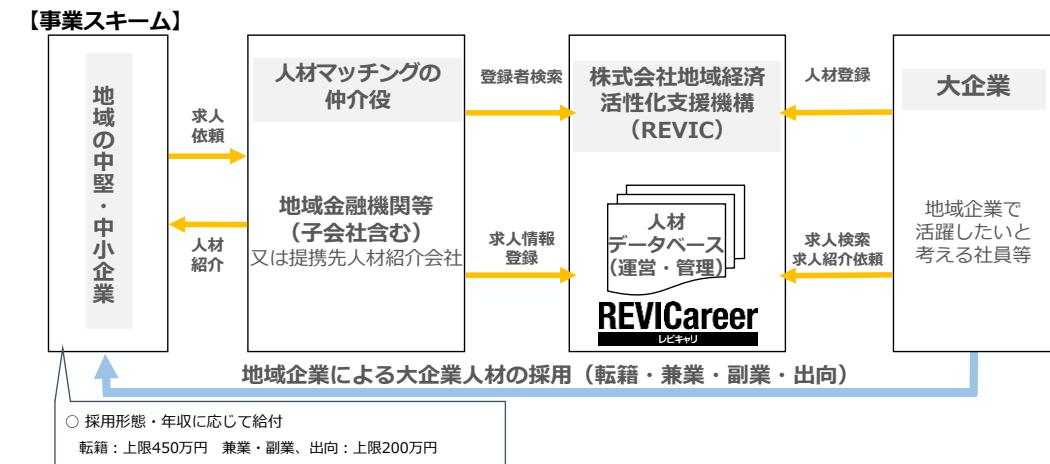
地域の人事部

- 民間事業者等（地域の人事部）が、地域企業群及び地域の関係機関（自治体・経営支援機関・教育機関等）と連携して、地域企業の人材確保・育成・定着を行う取組



レビキャリ (REVICareer)

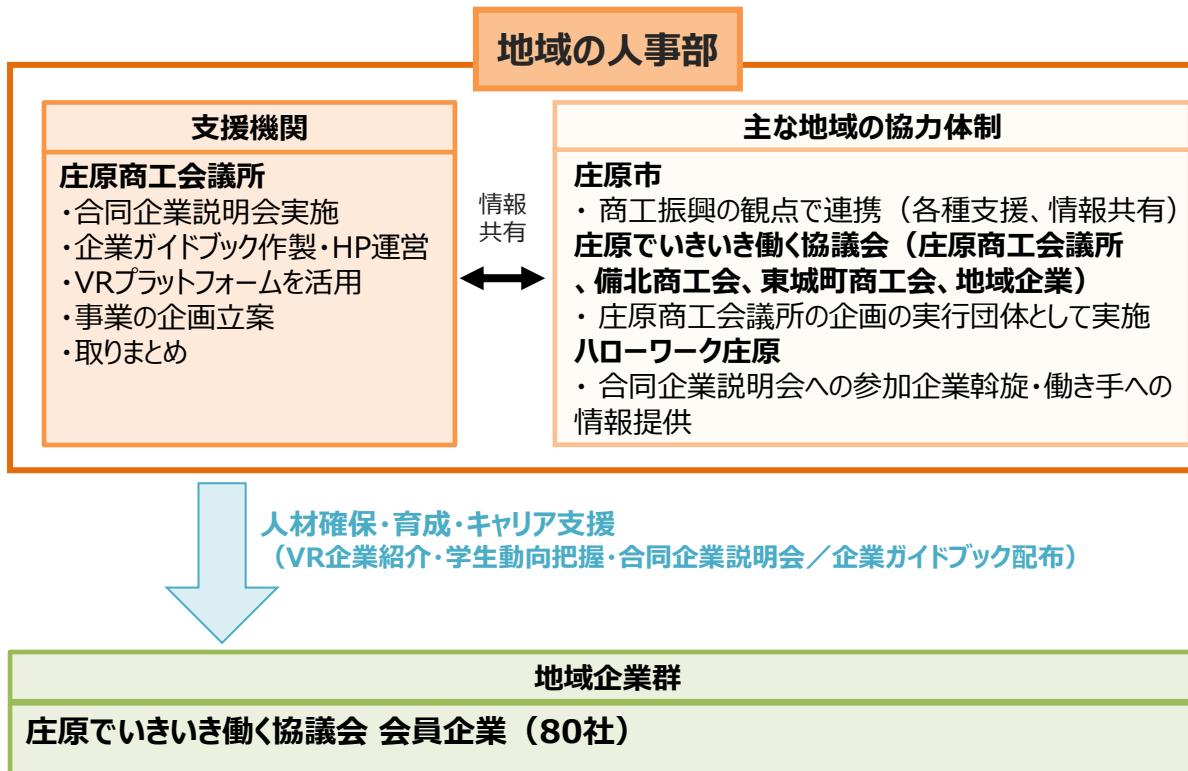
- 転籍や兼業・出向といった、様々な形を通じた、大企業から中堅・中小企業への人の流れを創出するため、金融庁と経済産業省が連携。
- 本制度を活用し人材を採用した地域企業に対する給付金制度を整備し、大企業経験を持つ人材の各地域における活動を後押し



「地域の人事部」の事例（商工会及び商工会議所）

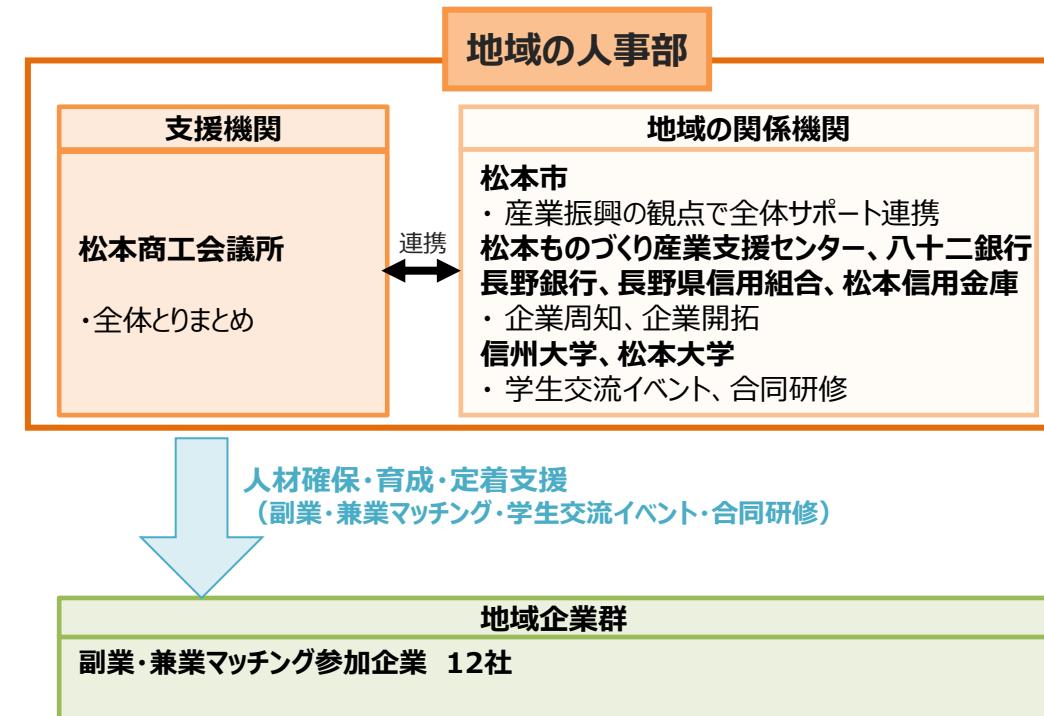
＜庄原商工会議所における取組＞

- 庄原商工会議所は、市内の商工会（備北商工会・東城町商工会）の協力を得て、人手不足に悩む地域内の企業に働きかけ、事業者情報、その企業の魅力等を発信するため「庄原でいきいき働く協議会」を平成30年に設立。庄原市とも連携し、市内企業の人材面での確保、育成、定着といった課題解決に向けた事業を担う。
- 具体的には、協議会会員企業情報を掲載した企業ガイドブックの作製、庄原市やハローワークとも連携した就職ガイダンス、市内の高校生を対象にしたVR企業訪問、就職ガイダンス内でおこなう企業紹介事業、企業の人才育成、定着を支援するセミナーの実施などのキャリアステップ事業等を行う。



＜松本商工会議所における取組＞

- 「企業の経営課題を新たな人材を活用して解決することによって100年企業・元気な企業を増やすこと」をビジョンに掲げ、松本商工会議所を中心に自治体・金融機関・大学との連携体制を構築。
- 都市部の専門性を有する副業・兼業人材と、地域企業のマッチングや大学と連携した交流イベント、企業の人材定着に向けたエンゲージメントを高めるセミナー等の取組を実施。



課題と対応策の方向性（③モノ）

課題
<ul style="list-style-type: none">商品・サービスを製造・提供するための<u>設備等の費用負担が大きい</u>【類型共通】
<ul style="list-style-type: none">事業を行う場所（空き家・空き店舗等）<u>の確保が必要</u> 【特に、類型①②③】
<ul style="list-style-type: none">創業後3年以降など、<u>成長を目指そうとした際に、設備・装置がボトルネック</u>となり、生産・製造拡大ができない【特に、類型②③④】



対応策
<ul style="list-style-type: none">創業時に必要となる<u>設備等の費用に対する支援</u>（③－1）
<ul style="list-style-type: none">地域の<u>空き家・空き店舗の確保に向けた支援</u>（移住支援等を含む）（③－2）
<ul style="list-style-type: none"><u>設備・装置等への更なる投資が必要となるタイミングでの資金調達の支援</u> →「④力ネ」にて対応

対応策③－1：創業時から必要となる設備等の導入支援

- 現行の「小規模事業者持続化補助金（創業型）」は、開業届を提出し、実際に事業を開始した以降でないと補助の対象とならない。このため、創業時から必要な設備等の導入に対しての支援ニーズが多くあった。
- これを踏まえ、同補助金の支援対象者を、創業時から販路開拓に必要な経費であれば支援の対象とする方向で見直し。
(第3回公募～)

【制度概要】

項目	内容
1 補助上限	200万円（補助率2/3以内） インボイス特例を活用した場合は最大250万円
2 事業期間	12か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	開業日が公募締切時から起算して過去1か年の間である小規模事業者等（創業後、事業開始前の事業者も対象）
4 要件	認定市区町村等が実施した特定創業支援等事業（※）による支援を受けたこと。 なお、認定市区町村が発行した特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要
5 対象経費	機械装置等費、展示会等出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます。

【活用事例】

- ✓ 地域食材を活用したレストランを開業。店舗改装及びインターネット・SNS広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。
- ✓ 金属加工業を開業。ロボット溶接機械を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。



【※特定創業支援等事業とは？】

- ✓ 認定市区町村と連携し、商工会・商工会議所や金融機関等が実施している創業塾や創業セミナー等のことであり、創業に必要な知識・スキルが身に付けられます。



第3回公募：令和8年1月28日公募要領公開。
令和8年3月6日に申請受付開始予定。

対応策③－2：空き家・空き店舗の確保

- 都道府県・市区町村単位で、移住支援とあわせて起業支援に取り組んでいる事例がみられる。その中には、具体的な支援策として、空き家や空き店舗を事業拠点として提供する事例も存在しており、このような事例を横展開していく。

山口県岩国市の支援事例

新規出店者数の増加に資する事例

【山口県岩国市 人口：129,041人（令和4年） 計画期間：平成26年11月～令和2年3月】

成 果

【卸売・小売業、宿泊・飲食サービス事業所数】
基準値 687 (H24) → 733 人/年 (R1)

事業概要

【空き店舗活用奨励事業】

空き店舗への新規出店者に対する家賃補助

エリア内の空き店舗の新規出店者に家賃補助することで新規出店者が増加。

【活用した支援措置】

・中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
(平成26年度～令和元年度)

【まちなか商店リニューアル助成事業】

空き店舗への新規出店者又は既存事業者に改装補助

店舗経営を行う人、これから行おうとする人に対し、店舗改装等の費用を助成ことで新規出店者が増加。

【活用した支援措置】

・再編交付金（防衛省）
(平成27年度～令和元年度)

取組のポイント

・起業創業の活性化や空き店舗対策のため、複数の事業を連携させながら実施した。

・例示している事業のほか、創業支援だけでなく開業後のアフターフォローも実施する「起業家スター誕生支援事業」や、中心市街地への投資に対しての低利融資である「空き店舗活用奨励事業（融資）」や「まちなか再生支援事業」、魅力ある店舗の誘致を市、商工会議所、まちづくり会社などで実施する「中心市街地の魅力ある商店街づくり事業」など、ソフト事業を充実させ、重点的に取り組んだ。

【隠れ家探訪事業】

個店の情報を発信

優良個店の情報発信によりエリア内事業者の知名度が増加。

【活用した支援措置】

・中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
(平成27年度～令和元年度)



【岩国市概要】

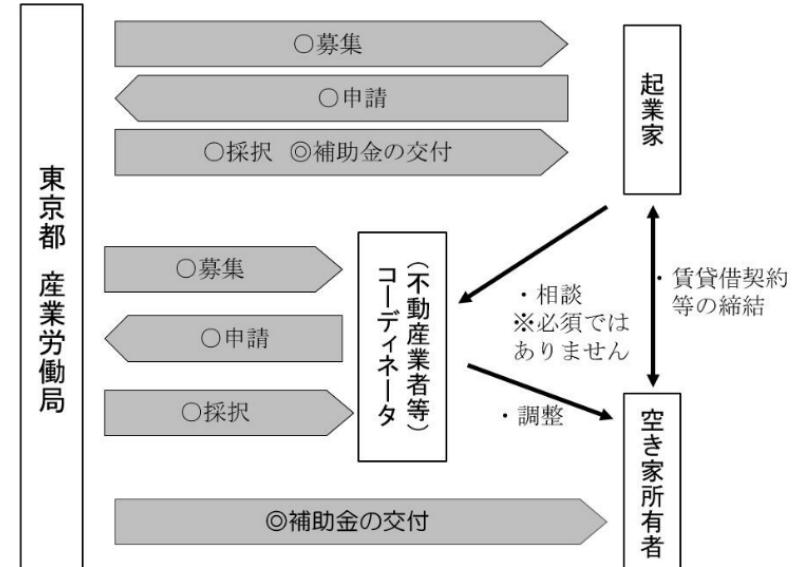


東京都の支援事例

起業家による空き家活用事業

東京都は、空き家（戸建て住宅）を活用した事業プランを考える起業家を支援するため、空き家活用事業を実施しています。

【事業の全体像】



課題と対応策の方向性（④カネ）

課題
<ul style="list-style-type: none">・ 自社の財務（損益・資金繰り等）を理解し、管理する能力が不足【類型共通】
<ul style="list-style-type: none">・ 創業から一定期間経過後に、より成長するための投資等に向けた資金が不足【特に、類型②③④】
<ul style="list-style-type: none">・ 特に地方では資金調達メニューが限られており、ビジネスモデルに合った資金獲得手法が不十分【特に、類型③⑤】



対応策
<ul style="list-style-type: none">・ 創業セミナー等の機能強化（①－1） 【再掲】
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の支援機関等による創業後の支援体制の構築（①－3）【再掲】
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の金融機関による成長に向けた伴走支援（④－1）<ul style="list-style-type: none">➢ 創業支援等事業計画への地域金融機関の巻き込みの推進➢ 支援機関による伴走支援と紐づいた融資制度の創設の検討
<ul style="list-style-type: none">・ 公・民による協調融資等の促進（④－2）
<ul style="list-style-type: none">・ 地域の多様な出資者の発掘やマッチングの支援（④－3）

対応策④－1：地域の金融機関による成長に向けた伴走支援

- 創業期には、日本政策金融公庫または民間金融機関（保証協会付）から融資を受けるケースが多い。
- 上記融資を含め、成長性が見込まれる創業間もない事業者の、資金繰りの把握・管理や事業計画の策定等について、日本政策金融公庫や民間金融機関からの伴走支援を積極的に促す。

○創業支援等事業計画への地域金融機関の巻き込みの推進

創業支援等事業計画において、認定連携創業支援等事業者（※）に地域金融機関を含めることを推進し、地域金融機関も主体的に創業支援等に取り組む座組の組成を促進することで、事業者の資金管理・調達能力を高めることを目指す。

（※）認定連携創業支援等事業者とは、市町村と連携して創業支援等事業を実施する者として、創業支援等事業計画に位置付けられた者をいう。創業が活発な市町村では、認定連携創業支援等事業者の数が、平均的な市町村のおよそ倍となっているほか、産業支援機関や金融機関が含まれている割合が高く、これらプレーヤーが主体的に創業支援に携わることが、地域における創業者数の増加に寄与していると考えられる。

○創業支援機関による伴走支援と紐づく融資制度拡充の検討

日本政策金融公庫の創業関連融資制度において、自ら事業計画を策定し、創業支援機関による支援等を受ける事業者に対する融資制度の拡充を検討できないか。

対応策④－2：公・民による協調融資等の促進

- 創業から一定期間後、事業の成長度合いによっては、追加的な資金が必要となるケースが存在。
一方で、成長後に新規融資を受けようとするとハードルが高いケースも存在。
- 将来的に成長する可能性があり、追加的な融資の必要性が見込まれる場合は、創業期から日本政策金融公庫と地域の民間金融機関による協調融資が積極的に行われる仕組みを検討。

○ローカル10,000プロジェクトに紐づく融資制度の拡充

ローカル10,000プロジェクト（※）に採択された事業者に対し、日本政策金融公庫の「新規開業・スタートアップ支援資金」等において特別利率により融資が受けられるよう拡充し、協調融資を促進。（令和8年3月～）

（※）ローカル10,000プロジェクト
産学官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げる民間事業者等に対して、初期投資費用を支援する総務省の施策。
支援にあたっては、自治体が金融機関の融資と協調して公費により助成。また、自治体と金融機関が伴走支援を実施。

○民間金融機関と日本政策金融公庫の協調融資を推進する仕組み（※）の検討

（※）協調支援型特別保証制度
信用保証協会が保証付き融資を行う際、民間金融機関によるプロパー融資を引き出す仕組み（民間プロパー：10%以上）。
本仕組みを参考にしつつ、日本政策金融公庫における融資についても、民間金融機関との協調融資を積極的に行うことができる仕組みを検討出来ないか。

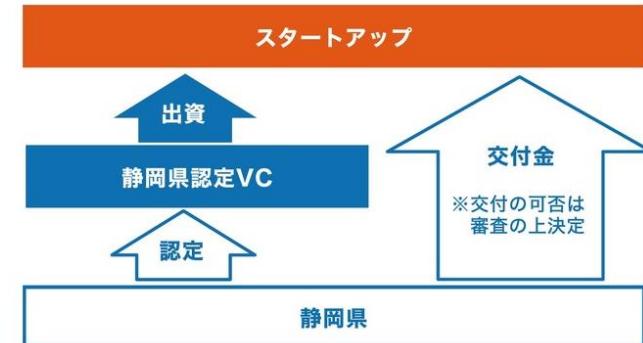
対応策④－3：地域の多様な出資者の発掘・マッチング

- 地域で投資に取り組むVCの存在やスタートアップ支援に係る施策について、市区町村や地域の支援機関から適切に紹介等がなされるような環境整備に取り組むことで、地域のスタートアップ企業とVCのマッチングが図られるとともに、支援策の一層の活用に繋げる。
- 加えて、地域の住民や企業等が資金の出し手となり、地域の社会課題を解決する企業を応援する仕組みを検討することで、多様な出資者の確保や、地域での資金循環の実現を目指す。

○VCと連携したスタートアップ企業支援

- 静岡県の事例
 - 静岡県が、県が認定するVCと連携し、県内スタートアップの事業活動に対して資金調達等の支援を実施。
 - あわせて、専門家アドバイスや県内におけるマッチング支援を実施。

(出典) 静岡県HP（静岡県ファンドサポート事業） <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/kigyoshien/1075089.html>



○地域住民や企業等による資金拠出の仕組みの創出・横展開に向けた検討

- 地域住民や地域の中核企業等が資金の出し手となり、地域の創業者に融資・出資する仕組みを構築することで、多様な出資者の確保や、地域での資金循環を実現。
- 全国への横展開も視野に、資金拠出に対するインセンティブの付与などの制度設計を検討。

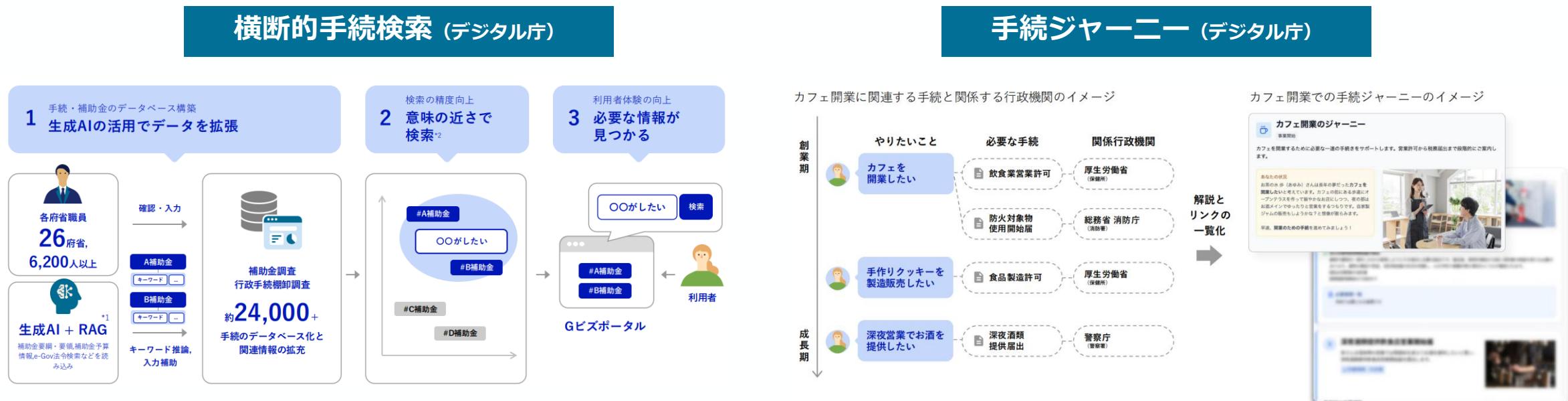
＜取組事例＞うむさん基金（沖縄）、東近江三方よし基金（滋賀）、等

課題と対応策の方向性（⑤情報）

課題	対応策
<ul style="list-style-type: none">・ 創業に係る支援制度や規制・行政手続き等の情報が分散しており、創業者が効率的に情報収集できない【類型共通】	<ul style="list-style-type: none">・ 創業支援に係る情報等を一元化し、創業時に必要な情報の提供を徹底（⑤－1）
<ul style="list-style-type: none">・ 自治体が地域の創業者を把握できていないため、必要な情報や支援を創業者に届けることができない【類型共通】	<ul style="list-style-type: none">・ 自治体が証明書を発行した創業者等を、創業後の一定期間フォローアップする仕組みの検討（⑤－2）
<ul style="list-style-type: none">・ 創業した地域によっては専門家の数や分野が限られており、創業者の支援ニーズとのミスマッチが生じている【特に、類型③④⑤】	<ul style="list-style-type: none">・ 創業に係る専門家の広域での活用に向けた体制整備（⑤－3）
<ul style="list-style-type: none">・ 地域内外の市場ニーズを把握・整理できていない【類型共通】	<ul style="list-style-type: none">・ クラウドファンディングの活用を通じた市場ニーズの把握（⑤－4）

対応策⑤－1：創業時に必要な情報の提供の徹底

- デジタル庁が構築を進める「Gビズポータル」では、26府省・約2.4万件の行政手続や補助金を、生成AIを活用して探しやすくする「横断的手続検索」や、創業時に必要な行政手続等が整理される「手続ジャーニー」等の機能が盛り込まれる見通し。また、中小機構が運営する「J-Net21」には、300を超える業種・職種の開業に必要な情報等が整理されている。このような情報やツール等の周知・浸透や、既存コンテンツの抜本見直し等を実施。
 - 将来的には、創業期に活用可能な支援策（国だけでなく自治体等も含む）を網羅的に整理し、情報提供を行う「創業ポータル（仮称）」を創設するなど、創業支援策をワンストップで提供するような仕組みを検討する。



対応策⑤－2：創業者のフォローアップの仕組み

- 創業支援に取り組む自治体では、地域で創業した者の状況把握にコストがかかり、創業時に支援を受けた事業者が、現在どのような経営状況であるかなどの情報が蓄積されていない。
- 岡山県津山市では、つやま産業支援センターが、企業訪問とその情報のデータベース化に取り組み、毎年当該企業(1,000社強)に対してアンケート調査ができる等の情報把握の仕組みを構築している。このような地域の創業者情報を蓄積する仕組みを国が整備し、市町村に提供することが出来ないか。

3 / つやま産業支援センターの設置



活動の基盤は「**企業訪問**」

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
企業訪問件数	619	646	652	657	840	1,088

企業訪問データベースを構築(約1000社登録)

The screenshot shows two windows of a software application. The left window is titled 'Business Visit Database' and contains a form with fields for 'Name' (レブケイル), 'Address' (〒540-0015 高槻市西高槻23 ニードイン高槻), and 'Phone Number' (0800-35-2405). The right window is titled 'PRO File' and also has a similar form with fields for 'Name' (カタログ), 'Address' (〒540-0015 高槻市西高槻23 ニードイン高槻), and 'Phone Number' (0800-35-2405). Both windows have tabs for 'List' and 'Detail'.

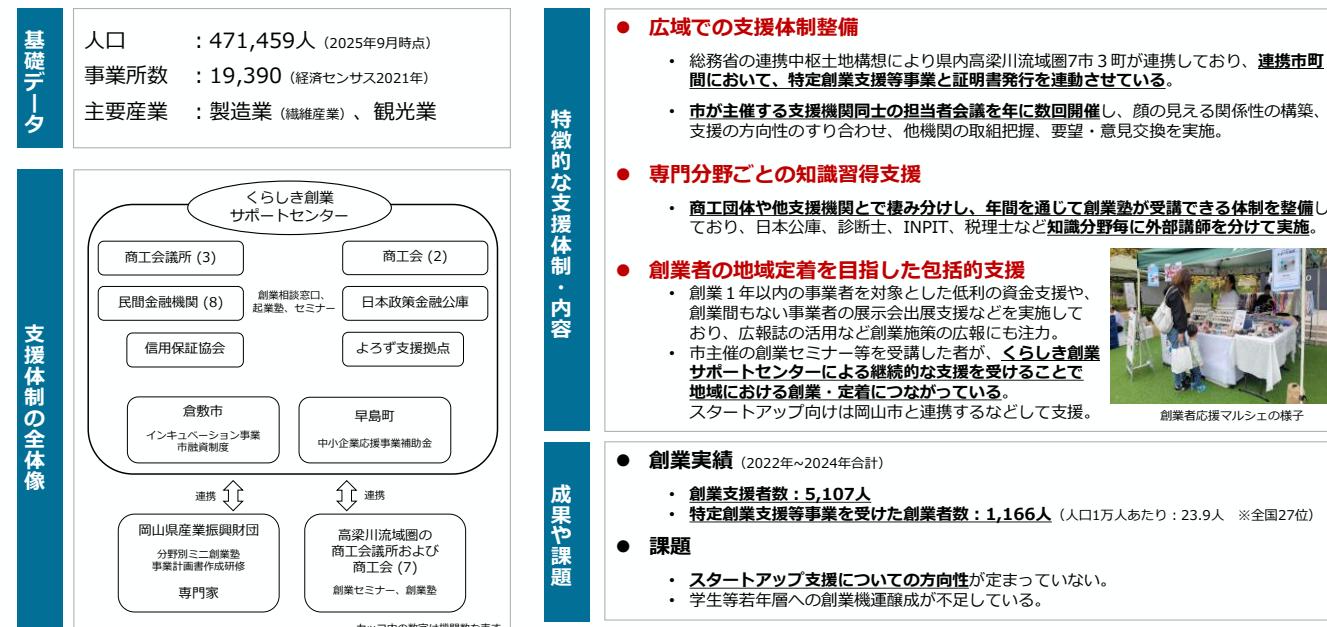
- ・メーリングリストにて約1000先に配信
(市内約600先)
- ・毎年アンケートを実施し施策に反映

対応策⑤－3：創業に係る専門家の広域での活用

- 岡山県の高梁川流域圏の市町では、市町間の連携により、専門分野ごとの外部講師を融通し合うなどの工夫を実施。
- 都道府県単位では、都道府県レベルでの専門家集団であるよろず支援拠点と市町村の連携強化、地域ブロック単位では、中小機構が抱える地域の専門家を積極的に活用できるよう、連携の好事例も含めて、各市町村に対して事例やアイデア等を横展開。

創業支援等事業計画の好事例（岡山県倉敷市・早島町）※共同計画

– 高梁川流域圏7市3町が連携し、市町を超えて広域での支援体制を整備



対応策⑤ー4：クラウドファンディングの活用を通じた市場ニーズの把握

- クラウドファンディングは、資金調達機能だけでなく、事業者自身が、どのようにPRすれば目に留まるか、資金を調達できるか等の論点に向き合うことで、自社の製品やサービスの販路開拓にも非常に高い効果が期待出来る。
- 東京都を始め、複数の自治体でクラウドファンディングの活用を促す支援策を講じている。このような支援の仕組みや工夫を横展開することで、創業者の販路開拓を支援する。



1. 前回議論の振り返り
2. 各創業類型の課題への対応の方向性、施策イメージ
3. 共通課題について
(創業機運醸成に向けた対応策)
4. 今後のスケジュール

起業無関心者の国際比較

- 日本における創業希望者は諸外国と比べて少なく、起業無関心者（※）の割合が約8割弱と高水準。

（※）本調査における「起業無関心者」とは、以下の3つの質問すべてに「いいえ」と回答した人

- ①「過去2年間に、新しく事業を始めた人を知っている」
- ②「今後6か月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れる」
- ③「新しいビジネスを始めるために必要な知識、能力、経験を持っている」

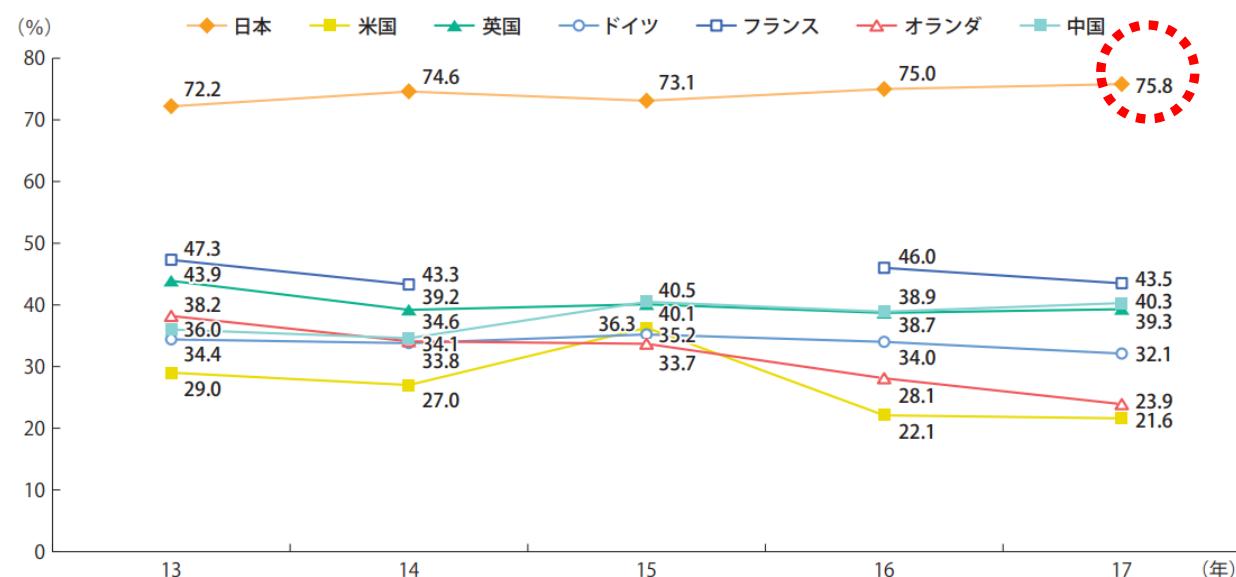
成人（18～64歳）に占める創業ステージ毎の割合

	①創業希望者	②創業準備者	③創業者	創業希望者に対する創業者の割合（③／①）
日本	3.8%	1.5%	1.5%	38%
米国	13.6%	6.9%	4.1%	30%
フランス	13.1%	3.1%	1.2%	9%
英国	7.5%	3.1%	3.0%	40%
ドイツ	7.3%	3.0%	2.0%	28%

（出典）鈴木正明（2013年5月）「日本の企業活動の特徴は何か」を再編加工
グローバル・アントレプレナーシップ・モニター調査

- ① 創業希望者：創業に関心があり創業したいと考えているが、現在具体的な準備を行っていない者
- ② 創業準備者：創業したいと考えており、現在創業に向けて具体的な準備を行っている者
- ③ 創業者：創業を実現した者

起業無関心者の割合推移



資料：「グローバル・アントレプレナーシップ・モニター（Global Entrepreneurship Monitor : GEM）調査」日本チーム再編加工
(注)1. ここでいう「起業無関心者」とは、「過去2年間に、新しく事業を始めた人を知っている」、「今後6か月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れる」、「新しいビジネスを始めるために必要な知識、能力、経験を持っている」の3つの質問すべてに「いいえ」と回答した人をいう。
2. 3つの質問について、「わからない」と回答した人、無回答の人を除いて集計している。
3. 国によって調査していない年がある。

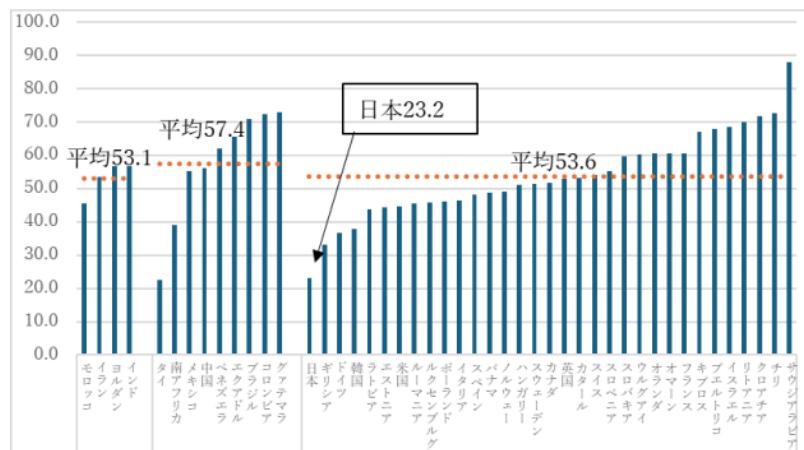
（出典）2019年版中小企業白書

起業無関心者の3要素

- GEM調査における「起業無関心者」の3要素について、それぞれ諸外国と比較すると、いずれも各国平均を大きく下回っている。
 - 各項目における、各国平均との乖離は、①企業活動の浸透が▲19.6ポイント、②事業機会の認識が▲41.8ポイント、③知識・能力・経験が▲42.8ポイントとなっており、特に②③は乖離が著しく大きくなっている。

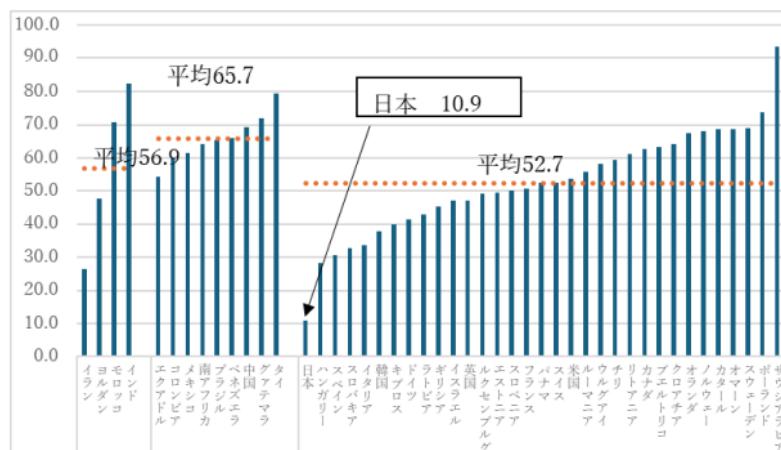
①起業活動の浸透

※過去2年間に、新しく事業を始めた人を知っている



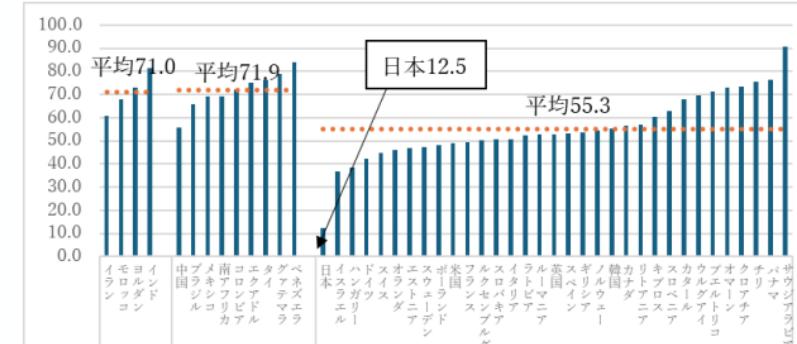
②事業機会の認識

※今後6か月以内に、自分が住む地域に起業に有利なチャンスが訪れる



③知識・能力・経験

※新しいビジネスを始めるために必要な知識、能力、経験を持つている



創業無関心者の創業に対する認識（創業の阻害要因）

- 中小機構の調査によると、創業無関心者（※）の創業に対する認識として、「創業に要する金銭的コストが高い」「生活が不安定になることに不安」「創業にかかる手続きが複雑」「創業を職業の選択肢として認識する機会が少ない」ことが創業の阻害要因としてあげられる。

（※）本調査における「創業無関心者」の定義は、「現時点で創業したいと考えておらず、創業を将来の選択肢の一つとして考えていない」と回答した者

図-146 創業類型別：日本における創業の阻害要因

Q28S1 あなたが日本で「創業」を妨げている要因と考えるものがあれば、当てはまるものを全てお選び下さい。また、最も当てはまるものも1つお選び下さい。

		全体	創業を職業の選択肢として認識する機会が少ないとため	創業者に対する社会的評価が低いため	創業者を育成するための教育制度が十分ではないため	経済が成熟化しており、新しい事業を始める機会が少ないため	創業に要する金銭的コストが高いため	創業にかかる手続きが複雑なため	個人保証の問題等、創業に失敗した際のセーフティネットが整備されていないため	雇用の流動性が少なく、失敗した時の再就職が難しいため	大企業への就職等、安定的な雇用を求める意識が高いため	創業した場合に、生活が不安定になることに不安を感じるため	その他	特に無し
[当てはまるもの（いくつでも）]														
全体	(5726)	1256 21.9	494 8.6	1182 20.6	600 10.5	2143 37.4	1593 27.0	969 16.9	894 15.6	1045 18.3	1946 34.0	50 0.9	1555 27.2	
創業類型	創業無関心者	(2604)	452 17.4	135 5.2	329 12.6	176 6.8	697 26.8	489 18.8	278 10.7	301 11.6	366 14.1	679 26.1	11 0.4	1138 43.7
	潜在的創業希望者	(3122)	904 25.8	359 11.5	853 27.3	422 13.5	1446 46.3	1104 35.4	691 22.1	593 19.0	681 21.8	1207 40.6	39 1.2	417 13.4
[最も当てはまるもの（ひとつだけ）]														
全体	(5726)	487 8.5	126 2.2	329 5.7	183 3.2	849 14.8	273 4.8	267 4.7	189 3.3	329 5.7	1102 19.2	37 0.6	1555 27.2	
創業類型	創業無関心者	(2604)	210 8.1	32 1.2	96 3.7	64 2.5	275 10.6	84 3.2	78 3.0	68 2.6	150 5.8	400 15.4	9 0.3	1138 43.7
	潜在的創業希望者	(3122)	277 8.9	94 3.0	233 7.5	119 3.8	574 18.4	189 6.1	189 6.1	121 3.9	179 5.7	702 22.5	28 0.9	417 13.4

起業家教育の経験時期

- 創業無関心者は、起業家教育を受けた経験がない場合がほとんどであることに対し、創業者や創業高関心者などは、受けた経験がある比率が高くなっています。起業家教育の経験が、実際の創業や、創業への関心喚起に一定の役割を果たしていると考えられます。
- また、早期に起業家教育を受けた経験がある人ほど、実際の創業に繋がっている。

経験時期（属性別）

	全体	小学校以前	中学校	高等学校（浪人含む）	高等専門学校・専門学校	短期大学・大学	大学院	最終学歴以降	経験がない
	(120000)	1307 1.1	2744 2.3	3976 3.3	2143 1.8	6601 5.5	710 0.6	6345 5.3	96174 80.1
創業無関心者	(81562)	280 0.3	839 1.0	1658 2.0	916 1.1	3175 3.9	226 0.3	2404 2.9	72064 88.4
潜在的創業希望者	(15563)	114 0.7	362 2.3	655 4.2	295 1.9	1241 8.0	105 0.7	1101 7.1	11690 75.1
創業高関心者	(8412)	134 1.6	339 4.0	513 6.1	287 3.4	828 9.8	100 1.2	1008 12.0	5203 61.9
創業前中断者	(1794)	62 3.5	100 5.6	130 7.7	74 4.1	190 10.6	30 1.7	250 13.3	949 52.9
創業後中断者	(3290)	168 5.7	327 9.9	336 10.2	155 4.7	326 9.9	73 2.2	392 11.9	1493 45.4
創業者	(3057)	153 5.0	256 8.4	240 7.9	159 5.2	284 9.3	68 2.2	454 14.9	1443 47.2
経営者（10年未満の創業者除く）	(6322)	376 5.0	521 8.2	435 6.9	257 4.1	557 8.8	108 1.7	736 11.6	3332 52.7

経験時期（内容別）

単一回答マトリクス

	全体	1 小学校以前	2 中学校	3 高等学校（浪人含む）	4 高等専門学校・専門学校	5 短期大学・大学	6 大学院	7 最終学歴以降	8 経験がない
1 経営に関する授業・セミナー	(120000)	1307 1.1	2744 2.3	3976 3.3	2143 1.8	6601 5.5	710 0.6	6345 5.3	96174 80.1
2 起業家等による講演会や交流会への参加	(120000)	668 0.6	1679 1.4	2787 2.3	1906 1.6	3082 2.6	725 0.6	5751 4.8	103402 86.2
3 模擬店の出店、模擬会社設立等の体験	(120000)	1265 1.1	2112 1.8	8009 6.7	2660 2.2	5567 4.6	642 0.5	3024 2.5	96721 80.6
4 企業・商店における職場体験	(120000)	2605 2.2	12900 10.8	6084 5.1	2965 2.5	5080 4.2	736 0.6	4464 3.7	85166 71.0
5 企業インターンシップへの参加	(120000)	773 0.6	2079 1.7	3707 3.1	2843 2.4	8355 7.0	1247 1.0	1551 1.3	99445 82.9
6 事業アイデアの検討、ビジネスプランの作成、ビジネスコンテストへの参加	(120000)	1058 0.9	1486 1.2	2114 1.8	1418 1.2	2369 2.0	645 0.5	3517 2.9	107393 89.5

起業家教育の経験と創業を考えるきっかけ作り

- 「授業・セミナー」「講演会・交流会」などの座学形式の内容より、「企業・商店における職場体験」や「企業インターンシップへの参加」など実践的な内容の方が、「創業を考えるきっかけになった」と回答する割合が高い。

各種起業家教育の経験・評価、関心

単一回答マトリクス

全体	1 経験があり、創業を考えるきっかけになった	2 経験はあるが、創業を考えるきっかけにならなかった	3 経験はないが、関心はある	4 経験はなく、関心もない	
	5781 4.8	18045 15.0	14475 12.1	81699 68.1	
1 経営に関する授業・セミナー	(120000)	5513 4.6	11085 9.2	13487 11.2	89915 74.9
2 起業家等による講演会や交流会への参加	(120000)	6453 5.4	16826 14.0	10607 8.8	86114 71.8
3 模擬店の出店、模擬会社設立等の体験	(120000)	9363 7.8	25471 21.2	10724 8.9	74442 62.0
4 企業・商店における職場体験	(120000)	6626 5.5	13929 11.6	11443 9.5	88002 73.3
5 企業インターンシップへの参加	(120000)	5713 4.8	6894 5.7	12713 10.6	94680 78.9
6 事業アイデアの検討、ビジネスプランの作成、ビジネスコンテストへの参加	(120000)	10157 8.5	16266 13.6	27628 23.0	65949 55.0
7 答えのない問い合わせに対して時間をかけて探究していく活動	(120000)				

課題と対応策の方向性（起業無関心層への対応）

課題
<ul style="list-style-type: none">・ <u>身边に創業者がいるかどうかが分からず</u>・ <u>創業を職業の選択肢として認識する機会が少ない</u>
<ul style="list-style-type: none">・ 人口減少や低成長時代において、<u>地域におけるビジネスチャンスの芽が限られている</u>
<ul style="list-style-type: none">・ <u>創業に必要な知識、能力、経験が不足であり、これらを身につける機会が限られている</u>
<ul style="list-style-type: none">・ 創業した場合に、生活が不安定になることが不安・ 創業に要する金銭的コストが高い・ 創業にかかる手続きが複雑



対応策
<ul style="list-style-type: none">・ 創業者を自治体が認定する仕組みなど、<u>地域における創業者の可視化の推進</u>
<ul style="list-style-type: none">・ <u>ロールモデルとなる創業者との交流会</u>など、市民と創業者が触れ合う機会の提供
<ul style="list-style-type: none">・ <u>地域の社会課題をビジネスで解決する「ローカル・ゼブラ企業」の施策推進</u>
<ul style="list-style-type: none">・ 兼業・副業等の活用を通じた、創業に必要な経験等を身につける機会の提供【再掲】
<ul style="list-style-type: none">・ <u>到達レベルごとのプログラムを充実させ、連続性のある教育体制を構築</u>【後掲】
<ul style="list-style-type: none">・ 創業後の企業に対する各種支援策の実施【再掲】
<ul style="list-style-type: none">・ 創業時に必要な情報の提供の徹底【再掲】

課題と対応策の方向性（起業家教育）

課題	対応策
<ul style="list-style-type: none">一部の自治体では、<u>起業家教育に取り組む人材のリソースの余力や人材（講師）が不足</u>	<ul style="list-style-type: none">地域・エリア・県など、<u>広域で専門家をプールして需要に応じて派遣する仕組み</u>の構築
<ul style="list-style-type: none">起業家教育に関する<u>学校教員の理解・知識が不足</u>起業家教育に対する<u>意識や取組状況が学校ごとに大きく異なり、一部の先進的な学校でしか行われていない</u>	<ul style="list-style-type: none">地域の小中高等学校と大学との接続など、<u>学校間・教員間の連携の推進</u>
<ul style="list-style-type: none"><u>実践的なビジネス経験が出来るプログラムに関する支援体制が不足</u>している起業家教育を受けて、<u>起業に関心を持った学生が、その後、更に知見を深める・経験を積むための手段が用意されていない</u>	<ul style="list-style-type: none">起業家教育のリテラシー向上のための<u>教員・自治体職員向けプログラムの設計</u>地域で先進的な起業化教育を実施している<u>好事例をピックアップし、横展開</u>
	<ul style="list-style-type: none"><u>到達レベルごとの教育プログラムを充実させ、連続性のある体制を構築。特に、自治体で不足している実践的なビジネス経験等を積むことができるプログラムは、中小機構による支援を充実</u>地元の産業界や金融機関の参加により、<u>スモールチャレンジ支援など、より創業の実態に近い経験ができる取組の推進</u>

1. 前回議論の振り返り
2. 各創業類型の課題への対応の方向性、施策イメージ
3. 共通課題について
(創業機運醸成に向けた対応策)
4. 今後のスケジュール

今後のスケジュール

開催回	開催日時	主な議論内容（案）
第1回	2025年 12月1日（月）	<ul style="list-style-type: none">・政策目標・施策の振り返り・創業の実態・検討会における議論の方向性、議論対象（創業の類型）の整理
第2回	2026年 1月6日（火）	<ul style="list-style-type: none">・創業の類型ごとのあるべき成長の姿、創業期に備える能力・条件・あるべき成長の姿の実現にあたっての課題・起業家教育の目指す方向性、課題
第3回	2月3日（火）	<ul style="list-style-type: none">・創業類型ごとの課題への対応の方向性、施策のイメージ
第4回	2月27日（金）	<ul style="list-style-type: none">・創業類型ごとの施策を評価する指標の考え方・国と地方の役割分担の整理・プチ創業、事業承継、廃業・再チャレンジの位置付けの整理・検討会取りまとめ骨子（案）
第5回	3月25日（水）	<ul style="list-style-type: none">・検討会取りまとめ報告書（案）

※ 検討会での議論内容等を踏まえ、各回で扱う議論内容等は変更がありうる。